

「那珂川河川整備計画（原案）」について、  
関係する住民からいただいたご意見

本資料は、関係する住民からいただいたご意見です。  
ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別  
できるものについては、黒塗りしています。

国土交通省関東地方整備局

(意見提出様式)

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]		
②住所		(都道府県名) 栃木県	(市区町村名) 那須烏山市	
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]		
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見		
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)		
2.3 P16	14 5 15	意見1. --- P16. ~ 14~15にっいて現在の河川工事(堤防、護岸、橋梁、堰等)を行なう場合魚類の生息場所にも配慮して頂きたい。現在の工事は河川の直線化、平坦化と護岸のコンクリート化が進み、魚の生息場所が狭められております。		
4 P22	14 5 17	意見2. --- 河川の清水と水量(水の保水と浄化)の確保は那珂川本流及び支流域の針葉樹から落葉広葉樹への切り替が必要であります。関係団体、機関の協力を求めます。(努める)		
4.3 P24	17 5 18	意見3. --- 下水道、及び合併浄化槽の積極的な設置を進めてほしい。(那珂川流域は山間地が多い為) 具体的な記入をほしい。		
5.1 P26	13 5 15	意見4. --- 生物の移動可能な水内、樋門等から遊上出来る構造物の拡大に努める。		

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	33～34頁	<p><b>計画（原案）の記述</b></p> <p>5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、那珂川下流部に流況調整河川（霞ヶ浦導水）を整備する。</p> <p>(1) 霞ヶ浦導水</p> <p>河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。</p> <p>.....</p> <p><b>計画（原案）に対する意見</b></p> <p><b>「霞ヶ浦導水事業を那珂川水系河川整備計画に位置付けてはならない。」</b></p> <p>霞ヶ浦導水事業は那珂川の漁業に致命的な影響をもたらし、且つ、水質を大きく悪化させる事業であり、更に、事業そのものに必要性がなく、虚構で成り立っている事業であるので、霞ヶ浦導水事業を那珂川水系河川整備計画に位置付けてはならない。</p> <p>那珂川の自然と漁業に大きなダメージを与え、目的が失われた霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されなければならない。</p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 那珂川の漁業への影響</p> <p>1-1 漁獲高日本一を誇るアユへの影響</p> <p>那珂川はアユの漁獲高で日本一を争う河川である。霞ヶ浦導水により、那珂川から大量取水をすることによる最大の懸念は、アユの仔魚（卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生）の吸い込み問題である。仔魚は自力では遊泳することができない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、</p>	

5章	33～34 頁	<p>仔魚は餓死することになる。</p> <p>導水事業は、最大で毎秒15m<sup>3</sup>という大量の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれたり、取水口付近で滞留して餓死する可能性が十分にある。</p> <p>1-2 三大産地の一つである涸沼シジミへの影響</p> <p>最下流で合流する涸沼川および涸沼は宍道湖（島根）、十三湖（青森）とともに日本のシジミの三大産地の一つである。那珂川の下流で涸沼川が流入し、涸沼につながっている。涸沼川でヤマトシジミの生産が卓越するのは潮汐によって那珂川の河川水が逆流して適度な塩分が保たれるとともに、涸沼内で生産された有機物が下流のヤマトシジミの漁場に運ばれていることにある。導水事業による那珂川からの大量取水はこのバランスを崩し、ヤマトシジミの生産に大きな影響を与えると予想される。</p> <p>2 外来生物が侵入する危険性</p> <p>那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が異なる。導水事業によって異なる水系間を生物が移動することによって起きる生態汚染が強く危惧される。とりわけ心配されるのは、特定外来生物カワヒバリガイなどの外来生物の分布拡大である。外来生物が漁業や農業、生態系に大きな被害を及ぼすことは周知のとおりである。外来生物の侵入で、那珂川固有の生物の生息が困難になり、取り返しがつかない事態になることが予想される。</p> <p>国交省は 霞ヶ浦から那珂川への導水にあたり、砂ろ過施設を通水させることにより、ブラックバス等の魚卵を捕捉できるとしているが、それは実験レベルで、目詰まりを起こさずにろ過が継続できた場合であり、実際はそうにはいかない。何しろ、毎秒11m<sup>3</sup>、1日95万m<sup>3</sup>という大量の水を浄化しなければならない。よほど大きな浄化施設を造らなければ、浄化し続けることは困難である。</p> <p>また、生態汚染は外来魚の魚卵の問題だけではない。那珂川には生息していない様々な生物が霞ヶ浦に持ち込まれることになり、深刻な生態汚染問題を引き起こすことは必至である。</p>
----	------------	---

5章	33～34 頁	<p>3 霞ヶ浦の水を那珂川の清流に導水することによる水質の悪化。</p> <p>霞ヶ浦は有機物質の汚濁度を示すCODが添付の図1に示すように那珂川のCODの4～5倍もある。このように汚濁度の高い霞ヶ浦の水を清流の那珂川に渇水時に導水すれば、那珂川の魚介類に多大な影響を与えることは確実である。</p> <p>霞ヶ浦から那珂川への最大導水量は毎秒11m<sup>3</sup>もある。渇水時の那珂川の流量は毎秒20m<sup>3</sup>またはそれ以下であるから、導水量はかなりの割合を占め、那珂川の水質環境が大きく変わることになる。</p> <p>そして、霞ヶ浦からの導水が那珂川の水とすぐに混ざるとは限らない。水温が相対的に高い霞ヶ浦からの導水は密度差で表層部を流れるから、那珂川の魚介類は有機物質の汚濁度が4～5倍もある水に遭遇することになり、確実に大きなダメージを受ける。</p> <p>霞ヶ浦導水事業のうち、霞ヶ浦と利根川を結ぶ利根導水路が1994年3月に完成して20年経つにもかかわらず、ほとんど使われずに開かずの水路になっているのは、霞ヶ浦の水を利根川に導水すれば、1995年9月の試験通水で起きたシジミの大量死が再び起きることが懸念されているからである。利根川のCODに対して霞ヶ浦のCODは2～3倍である。利根川よりずっときれいな那珂川に霞ヶ浦の水を導水すれば、もっと深刻な事態になることが予想される。</p> <p>4 導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構</p> <p>霞ヶ浦の汚濁の機構を踏まえれば、利根川と那珂川から霞ヶ浦に導水しても、霞ヶ浦の水質は改善されない。霞ヶ浦は有機汚濁物質による汚濁がひどく進行しているが、その主因は外からの有機汚濁物質の流入による一次汚濁ではなく、富栄養化で植物性プランクトン（浮遊性藻類）が異常増殖することによる二次汚濁である。</p> <p>富栄養化の栄養塩類である窒素とリンの濃度は環境基準の3～4倍もあるから、その濃度を大幅に下げない限り、霞ヶ浦の汚濁状況は改善されない。</p> <p>利根川と那珂川から導水しても、窒素とリンの濃度の低下にほとんど寄与しないので、霞ヶ浦の水質が改善されるはずがなく、導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構である。</p> <p>国交省の計算でも、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦のCODの低下はわずかに平均で0.8mg/Lに過ぎない。霞ヶ浦のCODの変化は前出の図1のとおり、6～10mg/Lの間を変動しており、国交省の計算による改善効果は水質変動の範囲内にとどまっているから、霞ヶ浦の水質が改善されることはない。</p> <p>5 時代錯誤の水源開発</p> <p>霞ヶ浦導水事業は毎秒9.026m<sup>3</sup>の水源を開発して、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県の水道、工業用水道に供給することになっている。しかし、いずれの利水予定者も水需要は増加傾向がなくなり、多くは減少傾向が続いており、新規の水源開発は今や無用のものになっている。</p>
----	------------	--

5章	33～34 頁	<p>5-1 利根川流域</p> <p>利根川流域6都県の水道の一日最大給水量の動向を見ると、添付の図2のとおり、1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万<math>\text{m}^3</math>/日も減少した。一日最大給水量の減少傾向は一人当たりの水量が減ってきたことによるものである。</p> <p>利根川流域6都県は節水型機器の普及などによって今後も一人あたりの給水量が減っていき、一方で人口も近い将来は減少傾向になるので、過去20年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は今後も続き、人口の減少によってその傾向に拍車がかかることは確実である。</p> <p>利根川流域では水道用水だけではなく、工業用水も添付の図3のとおり、減り続けている。1991年以降の減少量を見ると、約80万<math>\text{m}^3</math>/日も減っている。水道用水の減少量も合わせた減少量は約280万<math>\text{m}^3</math>/日にもなる。</p> <p>このように利根川流域では、水道用水も工業用水も減り続けてきており、水需要が増えるから、水源開発が必要だという話は遠い昔のことになっており、霞ヶ浦導水事業による新規水源の開発は今や無用のものになっている。</p> <p>5-2 那珂川流域</p> <p>那珂川から取水している茨城県の県中央広域水道と那珂川系・県営工業用水道も水需要の増加がストップしている。ただし、既得水源がもともと少ないので、合わせて約0.4<math>\text{m}^3</math>/秒の水源が不足し、それを霞ヶ浦導水事業の暫定水利権に依存している。しかし、この不足水量は那珂川の流況からすれば、微々たるものであるので、その取水を認めても何の問題もない。</p> <p>那珂川の濁水は2001年まで数年に一度の頻度で起きることがあったが、いずれも5月連休の短い期間に限られており、田植え時の一斉取水で引き起こされたものである。最近の減反で起きにくくなっている。さらに、県営の水道・工業用水道の取水地点の上流では使用後の農業用水の還流によって流量が十分に回復しており、那珂川は水利用の面で余裕のある河川である。</p> <p>したがって、那珂川において県中央広域水道と県中央広域工業用水道が必要としているわずかな不足水源の取水を認めることに何の支障もなく、那珂川においても霞ヶ浦導水事業による新規水源開発は不要である。</p> <p>6 まとめ</p> <p>以上のとおり、霞ヶ浦導水による霞ヶ浦の浄化は虚構であり、また、新規の水源開発は水需要が縮小していく時代において必要性を喪失している。</p> <p>そして、霞ヶ浦導水は那珂川の水質を悪化させ、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与えるものになる。</p> <p>百害あって一利なしの霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、那珂川水系河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけてはならない。</p>
----	------------	---

図1 霞ヶ浦と那珂川のCODの経時変化

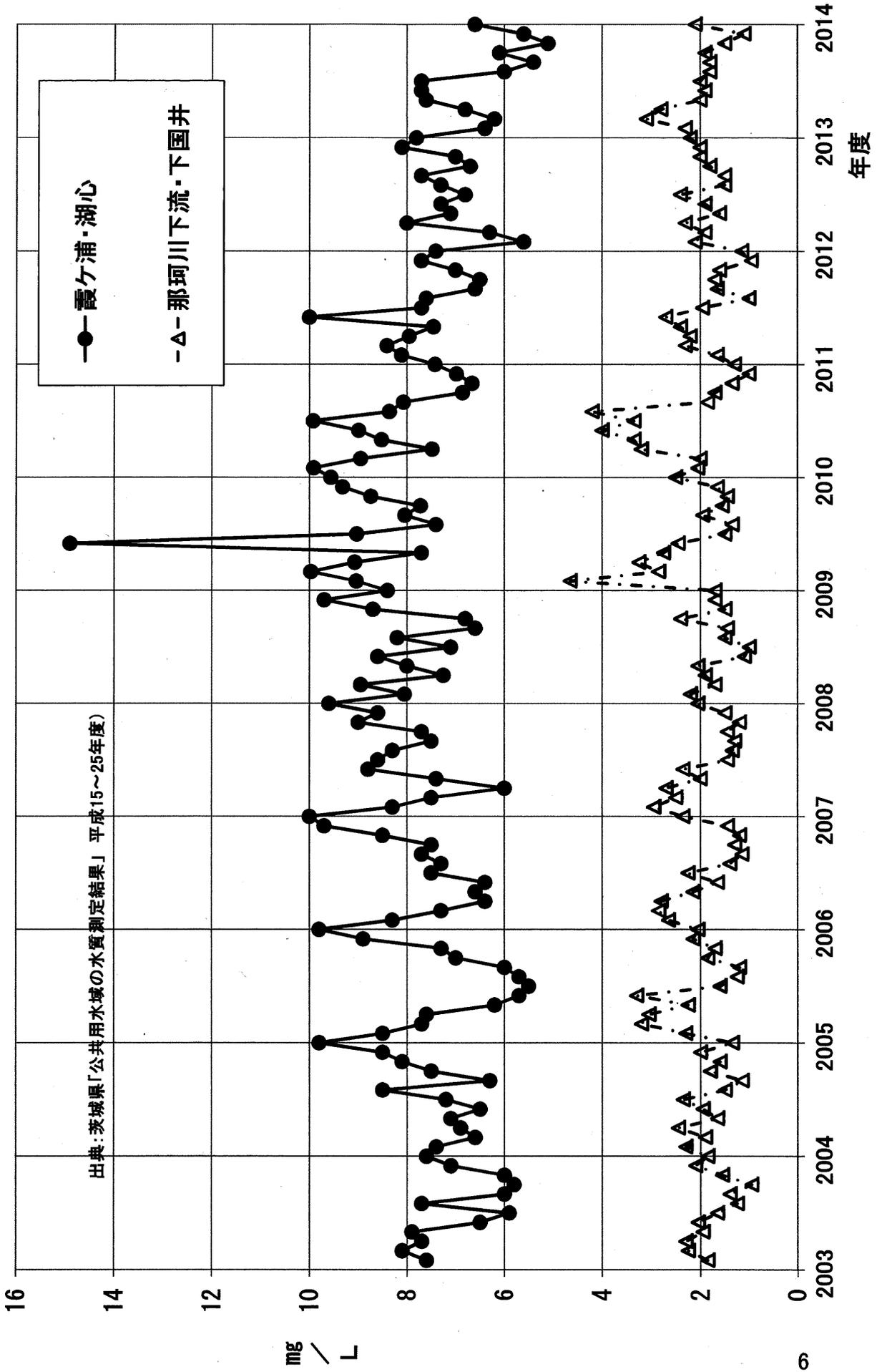


図2 利根川流域6都県の水道用水の推移

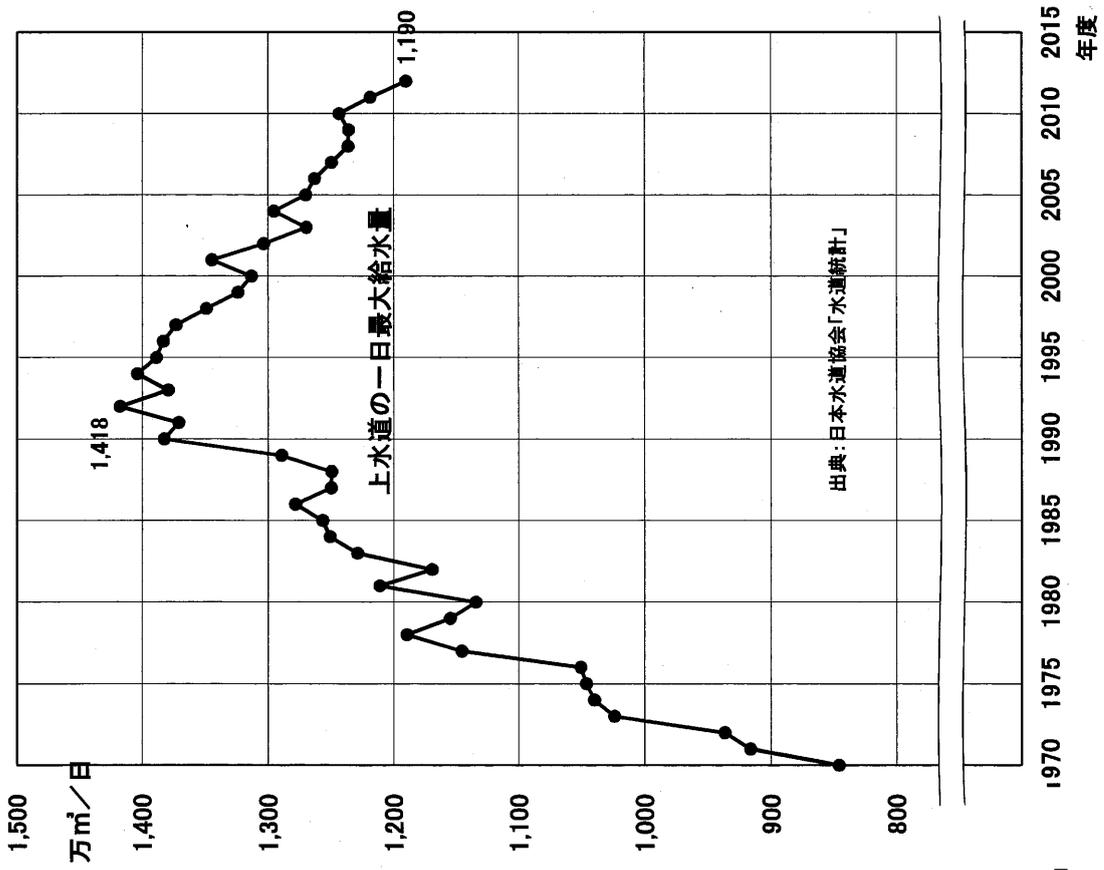
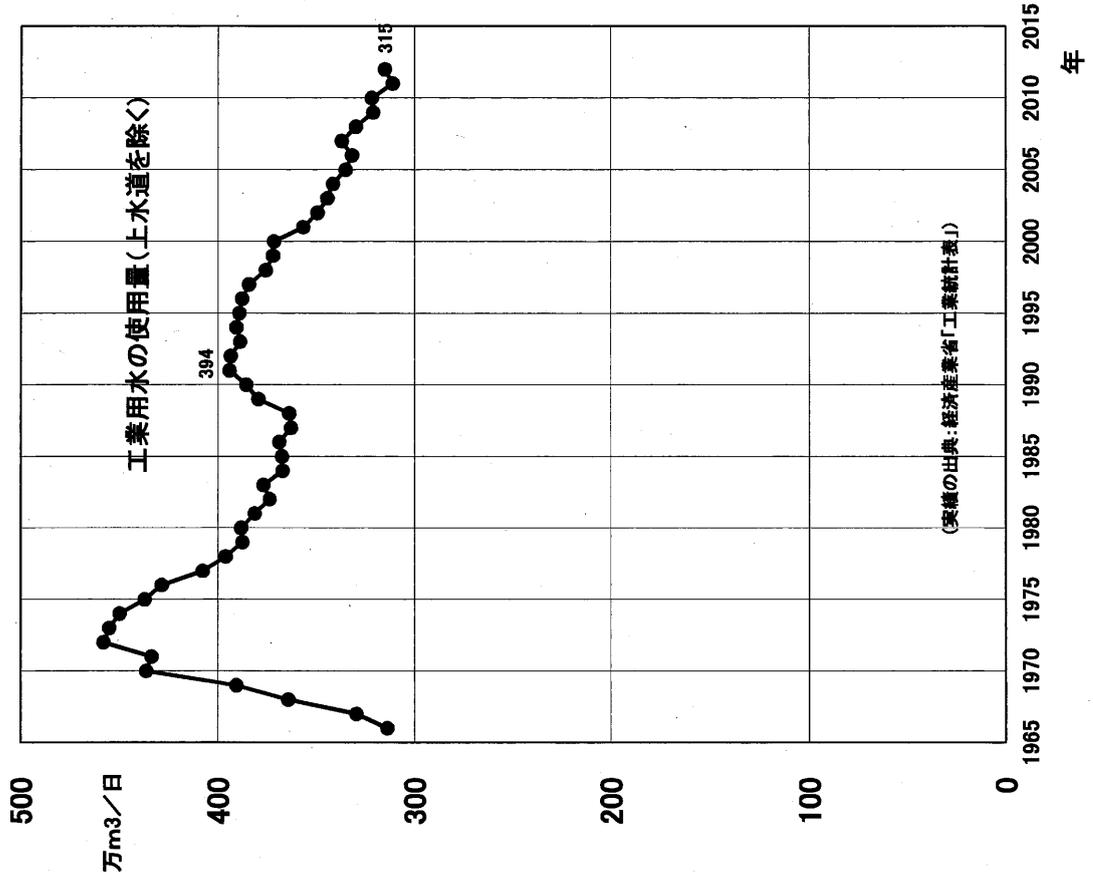


図3 利根川流域6都県の工業用水の動向





## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名	[REDACTED]		
② 住所	(都道府県名) 長野県	(市区町村名) 長野市高田	[REDACTED]
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
③ 年代	60歳以上	⑤性別	男性
意見該当箇所	⑥ご意見		
章	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)		
頁			
全体	<p>那珂川の河川整備計画の基になる河川整備基本方針の基本高水流量は、総合確率法によって決定されています。</p> <p>総合確率法は、基本高水流量に決定法として統計学的な考察がなされていて評価すべき方法であります。しかし雨量確率手法により雨量から流量を計算する方法を採用しているため、雨量と流量の関係は雨量に対する流量の回帰式に基づいて考察されなければなりません。しかるに那珂川で採用された総合確率法は、流量に対する雨量の回帰式に基づいて計算されています。</p> <p>雨量に対する流量の回帰式と流量に対する雨量の回帰式は相関係数が1.0以外には一致しないのです。</p> <p>具体的には一定流量における雨量群の年超過確率の平均値をその流量の年超過確率に等しいとしています。これは正しくありません。正しくは一定雨量におけるピーク流量群の平均値の年超過確率はその雨量の年超過確率に等しいとすべきです。</p> <p>そのような正しい計算を採用すれば、那珂川の治水安全度1/100の野口地区の基本高水流量8500m<sup>3</sup>/sは過大で、おそらく1000m<sup>3</sup>/sは低下すると思われます。</p> <p>正しい基本高水流量に基づいて河川整備計画を立案することはいうまでもないことです。</p> <p>なお京都大学の先生が総合確率法に学術的な裏付けをしていますが、前提として一定流量における雨量群の年超過確率の平均値をその流量の年超過確率に等しいとしているので、その前提限りの裏付けです。また降雨波形の発生確率に重み付をした改善法を提案していますが前提は変えていません。重み付で流量に対する雨量の回帰式の相関性が大きくなったので、雨量に対する流量の回帰式に近くなったに過ぎません。</p> <p>この意見について疑問がある場合は、電話なりメールでお問い合わせください。</p> <p>以上</p>		

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 東茨城郡城里町
③電話番号又はメールアドレス		[Redacted]	
④年代		20歳未満・20代・30代・ <u>40代</u> ・50代・60歳以上	⑤性別 <u>男性</u> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
ページ	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
42	25	雨量情報及び水位情報、CCTVカメラによる基準水位観測所等の主要地点の画像情報等について、一般住民もリアルタイムで情報を共有できるシステムを構築して欲しい。	
47	15	不法投棄対策について、河川へのゴミ投棄をしないように、啓蒙活動の一環として、河原のゴミ拾い活動を日常化するようなイベントの開催を企画して欲しい。	

FAX, 048-600-1378

国土交通省関東地方整備局

河川計画課 御中

(意見提出様式)

「那珂川水系河川整備計画(原案)」に対する意見

(1枚目)

WA15-0927-1/2

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 水戸市 [Redacted]
③電話番号又はメールアドレス		[Redacted]	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5.1.1	9P	<p>今から30先を完了した那珂川水系河川の長期整備計画の「堤防の整備」の項についての意見(要望)</p> <p>[意見1]</p> <p>(1) 昭和61年春月6日の洪水時は、既計画高水位をはるかに超え、堤防天端から越水したことにより、当該天端部が損壊して堤防崩壊に至り、洪水被災したことを考えると、短期的には、堤防断面不足部の早期是正等に加え、堤防天端部の強度アップ策等の実行が急務と考えます。</p> <p>(2) H23. 3. 11大地震以後、増水により2回、計画高水位を越えており、悪化による想定外気象変動を考えると、中長期的には、貴省の記述通り、既計画高水位をスケールアップして嵩上げ、堤体構造の見直し等は、必須と考えます。</p>	
5.1.2	10P	<p>霞ヶ浦導水「荒瀬川と利根川の仕組み」記載図について</p> <p>[意見1]</p> <p>本図は、那珂川と利根川との濁水時の水不足解消のメリット策として当初計画時から、学識経験者の結論として、貴省が主張してきたことですが、地元は誰も理解できないとっております。</p> <p>何故なら、歴史的にも、実際は、利根川水系が台風(洪水)であれば、那珂川水系も台風(洪水)であり、濁水時期も同様であり、記載図のようなことは極めて起こりえないと考えているからです。</p>	

( 1/2 )

(意見提出様式)

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

(2枚目)

WA15-0927-3/2

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村名)
③電話番号又はメールアドレス			
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5.1.3	11P	<p>霞ヶ浦導水「水質改善対策」の項について 「意見1」 10Pの「霞ヶ浦導水整備計画」の送水11ton/sec（霞ヶ浦⇒那珂川）は、汚染水のまま那珂川へ直に放流され、下記の約束事が欠落しています。下記については、平成21年1月14日に導水事務所と地元で打合せを行い、後川の場合と同様、那珂川への放流系統についても水質浄化を国土省にて検討し、地元に関係する市の関係者（文書番号：AK09-0126）を取り交わしています（H27-9月27現在未回答）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>霞ヶ浦から那珂川へ送られる汚染水（11ton/sec）は、放流前に水質浄化を行い、かつ、法（環境省）で定められている1級河川の環境基準値内にあることを確認した上で、那珂川に放流すること</p> </div>	



## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名		[REDACTED]	
② 所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 水戸市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
4.1	p 23	<p>7行目から「計画規模を上回る洪水等や整備途上において・・・被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等を工夫する・・・」とあるが、整備計画の中で超過洪水も加味した施設構造、整備手順等の工夫とはなにか？具体的な説明が欲しい。</p> <p>超過洪水対策は、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策（水防、避難、減災、その他対策）で対応すべきと思う。</p>	
5	P26～	<p>洪水等を安全に流下させるための対策として、既存堤防の「堤防の侵食対策に係る施策」の必要区間があるのではないか。</p> <p>那珂川は、大小の支川がありますが、本川の増水が支川への逆流となり洪水被害を発生させる出水もあり、直轄区間の堤防整備のみでは災害の防止、減災にはならない。このため、支川処理として本川の影響区間までの堤防整備が必要と思われる。</p>	

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①	氏名	[REDACTED]		
②	住所	茨城県	土浦市	[REDACTED]
③	電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④	年代	60歳以上	⑤性別	男性
意見該当箇所		⑥ご意見		
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)		
5	33-5	<p>霞ヶ浦導水事業は、1985年に策定されてから30年経て未だに完成していない。1989年に完成した利根導水路は「開かずの門」となっている。この間、関係市町村自治体および住民にとって、なんら生活的にも経済的にも支障はない。導水事業は、高度経済成長期の遺物であり、その目的は現在の社会的ニーズに合致していない。このような公益性・公共性のない事業を那珂川水系河川整備計画に取り入れることに反対する。</p> <p>二つの異なる水系を巨大な地下トンネルでつなぐ導水事業は、那珂川・霞ヶ浦に対し甚大な被害を与えることが危惧される。百害あって一利もない。国土交通省は、十全な環境影響評価を行っていない。関係自治体ならびに住民に当初説明してきた内容を次々変更している。本事業は、生物多様性基本法、湖沼特別措置法に反し、涸沼のラムサール条約登録の要件を損なうものである。霞ヶ浦湖水の導水により、関東一の清流・那珂川の水質環境が著しく劣化する。那珂川水系河川整備計画においては、そのことに対する吟味および方策が欠けているので、本計画案に反対する。</p>		
5	33-8	<p>河川湖沼の水質浄化は、科学的根拠のない虚構である。</p> <p>1 霞ヶ浦湖水の導水により、那珂川の水質は下記とおり悪化し、那珂川生態系は甚大な被害を受ける。</p> <p>有機物(COD)と懸濁性物質(SS)の高い濃度の霞ヶ浦湖水が送水されれば、那珂川の水質は一気に悪化する。CODについていえば、濁水時で2倍、低水時で1.7倍以上に増大する。サケ・マス・アユを対象とする水産用水基準(3mg/L以下)を大幅に超える汚染となる。有機物(COD)が急激に増加すれば、必然的に溶存態酸素(DO)の急激な低下を招く。魚貝類等をはじめ既存の生物種は、高有機物・低溶存酸素の水環境に追い込まれ、健全な生育・成長が出</p>		

5	33-8	<p>来ないストレスを受ける。1995年に利根導水路の試験通水を行った際に、利根川でシジミの大量死が発生した。同様な被害が那珂川で起こる可能性がある。国土交通省は、霞ヶ浦湖水の那珂川の水質に及ぼす影響、とくに水質の急激な悪化によるアユ、サケの遡上・降下およびシジミの生息に及ぼす影響評価を行っていない。</p> <p>2 那珂川および利根川からの導水により、霞ヶ浦の水質は下記とおり悪化し、富栄養化による水質汚濁は一層進行する。</p> <p>① 那珂川・利根川の窒素濃度は霞ヶ浦湖水のそれより高いので、本事業の目的「湖水を希釈して水質浄化をはかる」ことは、科学的に不可能である。国土交通省は、“流入河川の平均濃度に比べれば低いから水質浄化が出来る”、と表現を変更している。どのように表現されようとも、窒素濃度の高い那珂川・利根川の導水は、霞ヶ浦湖水の窒素濃度を希釈できない。逆に濃度を高める要因となる。物理化学の法則を乗り越えることは出来ない。</p> <p>② 那珂川と利根川の導水による窒素・リンの流入負荷量は膨大である。湖沼水質保全特別措置法改正（平成17年）により、指定湖沼においては、水質改善のために、「流入する汚濁負荷の一層の削減」が求められている。導水事業は同法に逆行するものである。すなわち、霞ヶ浦への流入負荷量を一層増大させる。現行流入量に、窒素35%、リン21%をそれぞれ付加することになる。この問題について、国土交通省は一貫して言及を避けており、説明責任を果たしていない。</p> <p>③ 濃度と負荷量の両面から、霞ヶ浦導水事業は霞ヶ浦の水質浄化の目的を果たすことは出来ない。むしろ、導水事業は霞ヶ浦の富栄養化による水質汚濁を加速するものである。本事業の目的（霞ヶ浦の水質浄化）は、科学的かつ具体的事実に基づかない虚構である。霞ヶ浦導水事業を、「河川湖沼の水質浄化」の方策として那珂川水系河川整備計画に取り入れることに反対する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	------	--

---

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2015年9月29日火曜日 9:33  
宛先: ktr-naka-plan@ktr.mlit.go.jp  
件名: 「那珂川水系河川整備計画（原案）」意見募集 事務局宛

① [REDACTED]

②茨城県水戸市 [REDACTED]

③ [REDACTED]

④年代 60代～

⑤男性

⑥意見

章5. 1. 1 頁9

那珂川水系涸沼川の堤防にかんしての意見

昭和61年の中川氾濫の時も涸沼川が逆流し氾濫、大きな被害を受けたまた先日の関東東北豪雨の時も涸沼川が逆流し石川川合流付近、島地区、秋成地区、島田地区が一部氾濫しました。

昭和61以降、大貫橋上流においては堤防が整備されましたが、大貫橋下流域は堤防整備の予定すらありません。大規模な被害が発生する前に大貫橋上流部と同規模の築堤整備をお願いします

[REDACTED]

-----★-----

[REDACTED]

[REDACTED]

PC mail [REDACTED]

facebook [REDACTED]

「那珂川水系河川整備計画(原案)」に対する意見

①氏名	[Redacted]		
②住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 水戸市	
③電話番号又はメールアドレス	[Redacted]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	<input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		<p>このたびの鬼怒川堤防決壊に見る大災害は他人事ではなく、もしも、あの帯状低気圧が那須山系によっていたら、那珂川流域に同様の災害が起きても不思議でないことを痛感しました。</p> <p>近年の異常気象、天変地異に鑑み、今後、想定外だったということのなきよう、とくに、那珂川・溜沼川の無堤地区に早期築堤を急ぐことを切に求めます。また、既設堤防にも不備の怠りなきよう両河川の治水に一層の配慮をいただきたく願います。</p>	

[ / ]

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①	氏名	[REDACTED]		
②	住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 取手市	
③	電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④	年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見		
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)		
5章	33～34	<p><b>那珂川水系河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置付けることに反対。</b></p> <p><b>1 那珂川の水質の悪化を招く</b> 霞ヶ浦のCODは那珂川の4～5倍も高い。その水を日本でも有数の清流である那珂川に入ればを汚染することは明らかであり、断じて許されない。</p> <p><b>2 那珂川の漁業に壊滅的な打撃を与える</b> 水質の汚染はもとより、那珂川から霞ヶ浦へ導水する場合、取水口にアユの仔魚が吸い込まれる被害は歴然としている。歴史的な漁法を継承する漁民の生業を奪うことは権力の乱用であり許されない。</p> <p><b>3 生態系の破壊は免れない</b> 利根川、霞ヶ浦、那珂川は独立した生態系を有している。それぞれの水を混入させれば外来種の侵入など、それぞれに生態系が破壊される。自然に対する謙虚な態度とは程遠い所業である。</p> <p><b>4 霞ヶ浦の浄化は虚構でしかない</b> 現時点の霞ヶ浦のCODは6～10mg/Lの間を変動している。それに対して国の試算は導水によるCODの低下は0.8mg/Lに過ぎない。誤差の内とも言えないほどの値だ。百害あって一利もないとはこのことだ。</p> <p><b>5 もはや意味のない水源開発</b> 茨城県は現時点ですでに日量100万m3の水余りにあり、今後加速する人口減少は膨大な水余りを加速するに過ぎない。千葉、東京、埼玉の都県も同様の状況にある。もはや利水はいかに縮小させるかが問われている。時代錯誤の甚だしい。</p> <p><b>6 誰のための霞ヶ浦導水事業か</b> 必要性を失った公共事業を進めるために、環境破壊が進み国の財政は深刻な状況に陥っている。こんなことをして誰が得をするのか。分っているが教えてほしい。</p>		

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名	[REDACTED]	
② 住所	(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 水戸市
③電話番号又はメールアドレス	TEL [REDACTED] E-mail [REDACTED]	
③ 年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見 (意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
章	頁	
3.2	21	<p>水戸市在住です、那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）に意見がありますので提出します。</p> <p>住民として、非常に関心のある計画対象計画の対象期間を30年と明示されています。</p> <p>→ 住民としては、さらに踏み込んで整備計画の進捗を計って頂くことから、整備計画の発現を早めるための目標を明確に示してほしい。</p> <p>「被害実績の発生を踏まえ段階的に30年間を期間として整備計画を実施する。」のような具体的な記述として頂きたい。</p>
4	22	<p>堤防の拡築及び河道掘削等により洪水を安全に流下させるとされています。</p> <p>→ 以前の計画でも河道の貯留効果や上・中流部遊水地効果を示していました。この計画でも、33ページの参考に示す資料からも河道分、遊水池分についても、明確に表現すべきではないでしょうか。</p>
4.1	23	<p>関連</p> <p>流量配分図で示している (*5,100 ) 書きの差分でいう洪水調節施設とは</p> <p>→ 22ページでいう、拡築及び河道掘削等の中に含まれる表現でしょうが、施設名称は明確に表示すべきでないかと思えます。中流部の計画されている遊水池を施設等として明確に位置付けすべきではないでしょうか。</p>

2)	27	<p>航路維持用の中導流堤（低水工）の撤去が記載されています。この施設撤去後の対策</p> <p>→ 航路維持つまり、河道閉塞防止の施設であったものでしょう。河口部での流下能力確保とは、相反する河道閉塞という機能を同時に確保することを念頭において対策をすることが必要と思います。新聞等で模型実験等をしたことがあったと聞いています。中導流堤は河口部に影響する波浪の影響も防止する機能もあり、この目的は忘れてはいけないのではないのでしょうか。</p> <p>「なお、河道掘削等にあたっては、関係機関と調整の上、洪水時の」 について</p> <p>→ 新規の掘削部に位置する本堤保護区間として、本堤の堤脚から一定距離を確保して掘削部を残す必要があるのではないかと、一気に計画断面とするのは、リスクを大きくするもので、一定期間本堤の堤脚部を保護盛り土的に存置すべきであり、計画上もはっきり表現すべきではないのでしょうか</p>
----	----	---

意見提出様式)

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 城里町
③電話番号又はFAX		[Redacted]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5章	33～34頁	<p><b>計画（原案）の記述</b></p> <p>5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項</p> <p>河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進しつつ、那珂川下流部に流況調整河川（霞ヶ浦導水）を整備する。</p> <p>(1) 霞ヶ浦導水</p> <p>河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する。</p> <p>.....</p> <p><b>計画（原案）に対する意見</b></p> <p>「霞ヶ浦導水事業を那珂川水系河川整備計画に位置付けるべきではない。」</p> <p>霞ヶ浦導水事業は那珂川の漁業に致命的な影響をもたらす一方、霞ヶ浦の浄化には役立たないばかりか新規都市用水を開発する必要もないなど、事業目的そのものに必要性がなかったり効果がなかったりする事業であるので、霞ヶ浦導水事業を那珂川水系河川整備計画に位置付けるべきではない。</p> <p>また、霞ヶ浦導水事業は、生物多様性基本法に違反し、結果、霞ヶ浦に生息するカワヒバリガイなどの外来生物を那珂川水系に繁殖させ、生物多様性や従前の生態系を損なうばかりか利水施設への被害をもたらしかねない事業でもある。</p> <p>那珂川の自然・漁業等に大きなダメージを与え、事業目的が失われるか効果が無い霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されなければならない。</p> <p>以下、その理由を述べる。</p> <p>1 那珂川の漁業への影響</p> <p>1-1 漁獲高日本一を誇るアユへの影響</p> <p>那珂川はアユの漁獲高で日本一を争う河川である。霞ヶ浦導水により、那珂川から大量取水をすることによる最大の懸念は、アユの仔魚（卵から孵化したばかりの稚魚の前段階の幼生）の吸い込み問題である。仔魚は自力では遊泳することができ</p>	

意見提出様式)

5章 33～34 頁	<p>ない。孵化した後は、流れに乗って、餌の豊富な河口域に到達し、そこでようやく餌を食べる。仔魚が河口域に到達するまでの間は、腹部に蓄えている卵黄を消費しながら生存するが、卵黄は4日分しかない。その期間内に河口域に到達しないと、仔魚は餓死することになる。</p> <p>導水事業は、最大で毎秒15m<sup>3</sup>という大量の水を那珂川の取水口から取水する計画であるから、自力では遊泳できない仔魚が取水口から吸い込まれてしまった場合には、仔魚は卵黄を消費しきって餓死してしまう。</p> <p>また、春に遡上するアユの稚魚は、那珂川の取水口に吸い込まれ、メッシュスクリーンに接触してしまいかねないが、そのような接触により皮膚の弱いアユの稚魚が致命的な傷害を負ってしまう可能性も否定できない。</p> <p>1-2 皇室献上サケが受ける被害</p> <p>那珂川のサケは、皇室献上サケとして歴史的にも由緒あるサケである。</p> <p>サケは、盛期の10～11月を中心に産卵し、産卵から3～4ヶ月のちに遊泳生活に入って生活域を広げ浅海域に到達するが、やはり稚魚として河川で生活を送る際に、那珂川の取水口で吸い込まれ、資源量が減少する可能性が高い。</p> <p>1-3 三大産地の一つである濁沼シジミへの影響</p> <p>最下流で合流する濁沼川および濁沼は矢道湖（島根）、十三湖（青森）とともに日本のシジミの三大産地の一つである。那珂川の下流で濁沼川が流入し、濁沼につながっている。濁沼川でヤマトシジミの生産が卓越するのは潮汐によって那珂川の河川水が逆流して適度な塩分が保たれるとともに、濁沼内で生産された有機物が下流のヤマトシジミの漁場に運ばれていることにある。</p> <p>導水事業による那珂川からの大量取水は、濁沼川及び濁沼へ塩水を流入しやすくし、塩分濃度が上昇・底層などでの貧酸素化などが発生する可能性が高く、ヤマトシジミに大きな否定的影響を与えると予想される。</p> <p>2 事業目的が失われているか効果がないこと</p> <p>導水事業の事業目的はそもそも目的自体が失われているか、効果がない。</p> <p>2-1 水余りで新たな水源開発は必要ないこと</p> <p>導水事業の目的とする新規都市用水の開発は、関東各都県の水余りの現状に照らせば、そもそも不要な目的である。人口減少、節水機器の普及などにより、いっそうの水余りが進む可能性はあるが、水需要が増加する要素は乏しい。</p> <p>2-2 霞ヶ浦の浄化に効果がないこと</p> <p>導水事業については、専門家からは霞ヶ浦の浄化に効果がないという意見が複数挙げられており、これに沿う研究成果も発表されている。</p> <p>導水事業が霞ヶ浦の浄化に効果があると公言する数少ない専門家として、平成25年3月まで茨城県霞ヶ浦環境科学センターのセンター長を務めていた理学博士の前田修氏がいるが、同人も浄化効果があるという点について必ずしも説得力ある</p>
------------------	---

意見提出様式)

根拠を示すわけではない。そもそも導水事業の事業効果としていわれているのは、10年平均でCOD値0.8mg/L程度のわずかな改善にしかすぎないが、この程度のCOD値の変動は、自然変動の範囲内のものである。前田修氏も、導水事業によって、それ以上の浄化効果を期待できるかという点については、「期待できない」旨、裁判で証言したほどである。

この点、利根導水が1994年3月に完成して20年以上になるのに長年にわたり全く稼働させていないことは、霞ヶ浦の浄化効果がないことを裏付けるものである。

### 2-3 千波湖・桜川の浄化の上でも必要はないこと

千波湖・桜川の浄化については、現在でも渡里用水によって導水がなされているが、現在、この渡里用水も有効に活用されているわけではない。真に浄化のために必要だということであれば、渡里用水は全面的に活用されているはずであるし、その上で浄化効果も実証されることになるが、そうしたプロセスは踏まえられていない。

### 3 外来生物が侵入することによる危険性と生物多様性基本法違反

那珂川は、利根川水系の霞ヶ浦とは水系が異なる。導水事業によって異なる水系間を生物が移動することによって起きる生物の多様性・生態系の破壊が強く危惧される。生物多様性基本法は、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにする」（1条）とし、同法25条で、具体的にも、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、「その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため」国が、必要な措置を講ずる義務を規定している。導水事業については、このような「影響の調査、予測又は評価」は行われておらず、生物多様性基本法に反する事態が放置されている。

この点でとりわけ心配されるのは、特定外来生物カワヒバリガイなどの外来生物の分布拡大である。カワヒバリガイの卵は極めて小さく、幼生期に入ってもせいぜい220μmであるため、ろ過することもできず、那珂川水系に分布拡大する。カワヒバリガイの被害として大きいのは、利水施設の通水被害である。那珂川水系における地域で使用されている導水管、通水管にカワヒバリガイがびっしりと付着し、管を閉塞させるなどの障害が発生しかねない。また、漁業者としては、外来魚の魚卵などが那珂川水系に運ばれて、在来魚を捕食するなどすることによる漁業被害が発生することを強く懸念している。導水事業にあたっては、こうした被害を防止するためにろ過施設を設け、魚卵や汚濁物質を除去することを予定しているが、予定されているろ過施設では目詰まりを起こしてしまうので、霞ヶ浦から那珂川に毎秒11トンもの導水をするのは不可能である。仮にそのようなろ過施設が実用化するのであればそれで直接霞ヶ浦の湖水をろ過する方が浄化効果は高いはずである。

意見提出様式)

	<p>4 まとめ</p> <p>以上のおり、霞ヶ浦導水の事業目的はそもそも必要性がないか事業の効果が見込めない。</p> <p>そして、霞ヶ浦導水は那珂川の生物多様性を損ない、生態系にも多大な影響を及ぼし、漁業に対して大きなダメージを与えるものになる。</p> <p>那珂川漁業協同組合をはじめ、那珂川水系の漁業協同組合の組合員は、現場での長年の漁の経験もふまえ、導水事業が始まったら、アユ、サケ、シジミは大変な被害を受けると強く心配している。</p> <p>霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、那珂川水系河川整備計画に霞ヶ浦導水事業を位置づけてはならないのである。</p>
--	---

(意見提出様式)

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		栃木県那須郡那珂川町 [REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]	
④年代		20代未満・30代	⑤性別 男
意見該当箇所			
章	頁		
5.21	37	<p>河道の維持管理については、土砂移動に関する調査研究を行っているとなっているが、河川断面の縮小等の治水面だけではなく河道内の砂礫減少に伴うアーマード化、岩盤の露出化等の河床低下等の環境に関する部分も考慮した方が望ましい。那珂川中流域では、砂礫減少による河床低下により、岩盤が露出した個所が多くみられるようになっている。一様な環境は生態系にとって望まし状態とは言いにくいので、河川整備に当たっては十分な配慮が必要ではないか。</p>	
6.1	48	<p>河川全体を視野に入れた総合的な河川管理については、流量、水質、土砂動態だけではなく、環境の保全についても含めるべきではないか。河川から水を取り入れるような農業用水路では、通水期間に用水路へ侵入した生物が滞留しており、河川の生態系の一部となっている。水利権の期間が切れると、水路内で生息していた生物の多くは毎年死滅しているのが現状である。水利権の許可期間や環境水利権等も含め、生態系全体を考慮した水利権管理が望ましい。</p>	

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 栃木県	(市区町村名) 鹿沼市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <input checked="" type="checkbox"/> 60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
3	15～ 17	那珂川の上流域で人口が増加傾向にあると書かれているが、上流域とは具体的にどここの都市をさすのか。根拠がないなら削除すべきである。	
13	20	堤防必要区間における必要断面を満たした堤防の整備率が37%にすぎないのなら、有害無益な霞ヶ浦導水事業に今後400億円以上をかけるなら、堤防の整備に予算を使うべきである。	
15	12～ 13	「利用が増加する農業用水」と書かれているが意味不明。  茨城県の耕地面積は、田も畑も減少傾向にある（「茨城県の農林水産業」農林水産省、p5）ので、常識に反する。理由を説明すべきである。	
15	14～ 17	「那珂川では給水人口の増や新規開発など増加する水需要に対処するため、新たな水源の確保が必要となっている。現在は、霞ヶ浦導水の整備を前提とした暫定豊水水利権(平成27年3月末時点)としては、茨城県の水道用水が約0.4m <sup>3</sup> /s、茨城県の工業用水が約0.5m <sup>3</sup> /sがあり、暫定豊水水利権の安定化が必要となっている。」とあるが、那珂川流域で給水人口の増が見込まれる都市は具体的にどこか。ないのであれば削除すべきである。  同様に新規開発が必要な地域があるのか。ないのであれば削除すべきである。  茨城県の水道用水が約0.4m <sup>3</sup> /s、茨城県の工業用水が約0.5m <sup>3</sup> /sの暫定豊水水利権を安定化する必要があるというが、農業用水として利用されている23.4m <sup>3</sup> /sと比べれば微々たるものであり、長年の実績も考慮すれば水利権を許可しても問題ない。霞ヶ浦導水事業を進めるための口実にしてはならない。	

3 3	2～3	「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水 利用の合理化を促進しつつ、那珂川下流部に流況調整河川(霞ヶ浦導水)を整備する。」とあるが、霞ヶ浦導水の目的は虚構であるので中止すべきである。
3 3	8～10	「河川湖沼の水質浄化、既得用水の補給等流水 の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善することを目的とする霞ヶ浦導水を整備する」とあるが、霞ヶ浦導水の目的は虚構であるので中止すべきである。
3 3	1 1～1 4	「整備に当たっては、那珂川の魚介類の保全のため、取水口部に迷入防止対策を講じることや、異なる水系の水を導送水することによる生物の移送を防ぐための対策など、生物をはじめとする環境への影響に配慮し、必要に応じて環境保全措置を講ずる。」とあるが、そうした環境保全措置の効果は実証されておらず、認められない。  ブラックバスの卵のろ過に成功したという話があるが、毎秒1 1 m <sup>3</sup> の大量の水を取水するのであるから、実験室レベルでの成功では実証されたとは言えない。
3 4	1 1	「流水のモニタリング等を行いながら、良好な水質の保全を行う」とあるが、霞ヶ浦導水を運用すれば、霞ヶ浦の劣悪な水が那珂川に送水され、生態系と漁業に打撃を与えるので、矛盾する記述である。
3 4	1 1～1 3	「夏季の アオコ発生による水質悪化が顕著である桜川において河川の浄化用水の導入(霞ヶ浦 導水)により水質改善を行う」とあるが、桜川・千波湖の浄化なら、霞ヶ浦導水完成までの措置として、1988年から那珂川を水源とする農業用の渡里用水から桜川に導水されており、1.4m <sup>3</sup> /秒の暫定取水が可能である。桜川・千波湖の浄化なら、揚水ポンプ代予算の削減で0.54m <sup>3</sup> /秒にとどまっている取水量を増加させればよい。渡里用水の利用が暫定でなければならぬ正当な理由はないと思われる。
3 4	1 6～2 5	霞ヶ浦導水の目的はすべて虚構であり、有害でもあるので、整備計画に位置づけるべきではない。

45	19～ 20	霞ヶ浦導水の目的はすべて虚構であり、有害でもあるので、整備計画に位置づけるべきではない。
45	21～ 23	「霞ヶ浦導水の運用に当たっては、水質、水量の変化、生物の生息環境等についてモニタリング調査を実施するとともに、調査研究をし、那珂川の河川環境に大きな影響がないように確認しながら実施する。」とあるが、事業を完成させてから、調査研究をしながら運用するのは無責任である。 環境への悪影響が確実に予測されるのであるから、悪影響が出ないことを証明してから事業を進めるべきである。 霞ヶ浦導水の運用に問題がないのであれば、1994年に完成している利根導水路を運用すべきである。
霞ヶ浦導水を前提としていることについて		「霞ヶ浦導水事業を那珂川水系河川整備計画に位置づけてはならない」 霞ヶ浦導水事業は、必要性がないだけでなく、那珂川の漁業に致命的な影響を与え、水道事業にも悪影響を与えるので、同事業を那珂川水系河川整備計画に位置づけてはならない。
同		那珂川の水を霞ヶ浦に導水する場合、アユの仔魚が取水口に吸い込まれて死ぬ可能性が高い。
同		導水事業による那珂川からの大量取水により、涸沼のヤマトシジミの生息環境が悪化する可能性が高い。
同		霞ヶ浦水系にはアメリカナマズ、カワヒバリガイ、ブラックバス、ブルーギルなど有害な外来生物種が多い。 異質な生態系を混合する双方向への導水は生物多様性条約、同基本法にも違反する。
同		水質の汚濁度が進んだ霞ヶ浦の水を那珂川に送水すれば、水生生物に大きな影響を与えることは必至。
同		利根導水路が20年間運用できないのは、那珂導水路も使えないことの証拠である。
同		導水による霞ヶ浦の水質浄化は虚構である。 全窒素や全りん濃度は、河川の方が高いので、霞ヶ浦に送水して貯めればたちまち富栄養化の害が出る。 那珂川の硝酸態窒素は霞ヶ浦の6倍も高いので、導水すれば霞ヶ浦のアオコ被害は更に進む。 国土交通省の試算でも浄化の効果はCODが0.8mg/L減るだけであり、10mg/L

		<p>になることもある霞ヶ浦の水にとって意味のない数字である。</p>
同		<p>水源開発は時代錯誤である。</p> <p>現在、水は足りている。暫定水利権しか保有していないということは、数字の上でのことであり、実際は水源開発施設がなくても取水ができています。</p> <p>国土交通省の資料によれば、50年後には、利根川流域の水需要が63%にまで減るのであるから、何もしなくても水源に余裕が増えるのであるから、新規の水源開発は不要である。</p> <p>仮に多少の水量が足りないとしても、既存の開発水が未利用になっているのであるから、転用するなりして融通すれば対応が可能である。</p>
同		<p>水資源開発基本計画には、「各種長期計画との整合性」を考慮しなければならないことが規定されているが、茨城県総合計画といばらき水のマスタープランは人口について整合性がないまま放置されており、水資源開発基本計画（閣議決定）に違反する。</p>

(意見提出様式)

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名		[REDACTED]	
② 住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) 城里町
③ 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④ 年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤ 性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
48	1	全体的にこの計画は良く出来ていると思いますが、鬼怒川の堤防の越水による決壊等を考慮して高規格堤防等の考えも考慮してはどうか。	

(意見提出様式)

017

## 「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

① 氏名		[REDACTED]	
② 住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) ひたちなか市
③ 電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④ 年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	⑤ 性別 <u>男性</u> ・女性
意見該当箇所		⑥ ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
47	21	「不法係留船舶対策」として、河川法施行令改正による不法係留船舶に関する禁止・罰則規定は記載しないのでしょうか。	

[ / ]

(意見提出様式)

「那珂川水系河川整備計画（原案）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 茨城県	(市区町村名) うたなが市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
章	頁	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
5	30	<p>5. 河川整備の実施に関する事項</p> <p>(4) 内水対策</p> <p>上記の3の説明について</p> <p>&lt;質問は、&gt;</p> <p>1) 具体的に、支川の「河川名」が公表 されているか、何か理由があるのでしょうか?</p> <p>2) 中丸川下流地域住民の約意としては 中丸川水門に「常設排水機場」の設置 を切望します。</p> <p>3) 昨今の気象状況から、内水対策が急務 であります。</p>	

〔 1/1 〕